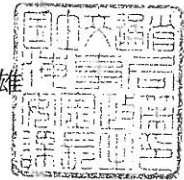


国海安第 151 号
平成 30 年 11 月 28 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

海事局 安全政策課長

石原 典雄



船舶救命設備規則第 60 条第 1 項ただし書きが適用される旅客船に任意に搭載される
小型船舶用救命胴衣の取扱いについて

標記船舶は、最大搭載人員を収容するための十分な救命艇等を備えていることから、最大搭載人員の 10 パーセントに対する救命胴衣を備え付けることで良いとされております。この際、乗船者の更なる安全性の確保を図るために、規定により備え付ける救命胴衣とは別に小型船舶用救命胴衣(小型船舶安全規則第 53 条に規定される要件に適合したものをいう。)が任意に搭載される場合の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、よろしくお取り計らいいただくと共に、関係各位への周知をお願いいたします。

記

1. 小型船舶用救命胴衣を任意に搭載する場合は、船舶救命設備規則の規定に基づき備え付ける必要のある救命胴衣と使用に際して混同するおそれがないよう、明確に区別して保管し、船舶救命設備規則第 96 条の 3 の規定に基づき求められる救命胴衣の容易かつ迅速な取り出しに支障が生じないよう積み付けること。

したがって、例えば；

- ① 救命胴衣と小型船舶用救命胴衣が、同じ場所(倉庫内)又は近傍に明示の区別なく保管等されていないこと
- ② 小型船舶用救命胴衣の格納庫の扉に“救命胴衣”と記載されていないことに留意して積み付けること。

2. なお、小型船舶用救命胴衣は本船の救命設備には当たらないことから、船舶検査の対象とはならない。

以上